輪島市穴水町環境衛生施設組合　山中最終処分場災害復旧工事測量設計業務委託

　 特記仕様書

第１条（適用範囲）

１） 本特記仕様書は輪島市穴水町環境衛生施設組合（以下「発注者」という。）が委託する「輪島市穴水町環境衛生施設組合　最終処分場災害復旧工事測量設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

２）　災害復旧工事の対象とする最終処分場は以下の通りである。

　　・ 山中最終処分場 所 在 地：石川県鳳珠郡穴水町字山中ワ２３

３） 本業務に係る共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、下記の基準書を参考とする。

① 測量業務については、石川県土木部監修「測量業務共通仕様書」

② 設計業務については、石川県土木部監修「設計業務等共通仕様書」

③ 本災害復旧事業に関しては、農林水産省農村振興局防災課監修の「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法」

④ 設計業務等標準積算基準書（経済調査会　国土交通省大臣官房技術調査課）

第２条（作業規定等）

本業務のうち測量業務を実施するにあたっては、下記の資料を参考とする。

① 設計業務等標準積算基準書（経済調査会　国土交通省大臣官房技術調査課）

② 農林水産省農村振興局防災課監修の「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法」

第３条（業務目的）

本業務は令和6年1月１日の能登半島地震により被災した公共施設において、国の公共施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、現地測量および設計を委託するものである。

第４条（業務内容）

業務内容は下記の通りとする。

１．測量業務

２．設計業務

各路線の業務内容については別表１のとおりとする。

第５条（準拠する図書）

業務に適用または準用する示方書及び参考文献については、＜参考とする基準書、通達等　名称 発行所名 発行年月＞によるものとする。第６条（現地の立入り等）乙は、業務を実施するため公有地、私有地に立ち入るときは、事前に発注者の指示を受けるとともに、関係者の十分な理解と協調を図り、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

第６条（工法の比較）

乙は、設計条件を踏まえ、現地状況、基本条件に対し適当と思われる形式を発注者と協議の上、概算金額を算定し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて必要に応じて比較検討を行うこととする。比較検討内容については複数案を１つにまとめた表を作成し、成果品として提出することとする。ただし、路肩に構造物を設ける必要がなく盛土のみで復旧する路線については特に工法比較の検討は求めない。

第７条（秘密の保持）

乙は、本業務を通じて知り得た事項を発注者の承諾なく第三者に漏洩してはならない。

第８条（中立性の保守）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第９条（成果品の内訳）

成果品は次の通りとし、必要に応じ発注者の指示するものを提出するものとする。

・平面図（S=1:500） １部

・横断面図（S=1:100，S=1:500） １部

・工法比較検討表（A3、1 枚） １部

・災害査定用写真 １部

・報告書 １部

・電子データ １式

第１０条（成果品の提出期限）

成果品は履行期間内に提出し、履行期間内に調査員からの審査を受けるものとする。成果品の審査に合格後、本仕様書に記載された図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。ただし、業務途中においても発注者は成果物の一部について提出を求めることができるものとする。

下記の成果品については優先的に作成し、作成でき次第調査員へ提出、段階的に審査を受けるものとする。

① 設計図面（平面図、横断面図 CAD データでの納入）

② 設計数量計算書、災害査定用写真

第１１条（成果品の帰属）

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第１２条（業務の瑕疵）

乙は、委託業務が完了し、成果品引渡後といえども、成果品に瑕疵等が認められた場合には、速やかに乙の責任において修正提出しなければならない。

第１３条 （貸与資料）

本業務を実施するのに必要な資料は発注者より貸与するものとする。

第１４条（業務理念）

受注者（以下「乙」という。）は発注者の意図・目的を十分理解した上で、業務が所期の目的を達成するよう、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。

第１５条（その他）

その他作業遂行上疑義が生じた場合は速やかに調査職員に報告し、協議するものとする。

第１６条（別表１：施設の被害状況\_目視観察写真より）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 山中　最終処分場 |  |  |  |  |  |  |
| № | 路線名 | 災害状況 | 延長・規模 | 概算 | 測量業務 | 設計業務 | 備考 |
| 1 | 構内道路、側溝含む | 亀裂、段差、沈下 |  |  |  |  |  |
| 2 | 計量棟 | 照明器具崩落 |  |  |  |  |  |
|  | 〃 | 柱脚基礎コン亀裂 |  |  |  |  |  |
| 3 | 作業用倉庫 | シャッター破損 |  |  |  |  |  |
| 4 | 浸出水処理施設 | プラント設備破損 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

第１７条（業務の内容）

１）作業区分の設定

　　本作業内容は、所轄の国の機関との協議等を踏まえ作業の区分及び範囲の設定を行う。

　　設計工種は以下の通りとする。

　　 ①土量の算出（流入・流出がある場合）

　　 ②道路工

　　 ③水路工

　　 ④法面崩落対策工（必要な場合）

　 　⑤工事用仮設道路の調査

２）現地踏査

　　被災状況を把握し、実施設計に必要となる断面位置の確定を行う。

３）工事用仮設道路調査

　　工事用仮設道路が必要となる場合、周辺状況を調査し、工事用仮設道路のルート及び範囲を確定するための基礎資料の作成を行う。現況幅員等の写真撮影を含む。

４）実施設計図書作成

　　 本作業は、工事実施用図面等の作成を行うものとする。

　 　① 工法選定資料作成（標準設計に基づく比較選定程度の内容）

　　 ② 図面作成（平面計画図・縦断計画図・横断計画図・標準断面図・展開図・構造図等）

　　 ③ 仮設道路設計図面等

　　 ④ 数量計算

　 　⑤ 概算工事費の算出

　　※重要構造物（例：地すべり対策工、橋梁、水路トンネル、補強土壁工、補強ｱﾝｶｰ工、推進工等）については、対象範囲外として、必要な場合は、発注者と協議の上、別途取り扱うものとする。

５）建築・設備

　　 建築・設備に関しては、柱脚クラック、照明器具崩落、シャッター破損、プラント設備破損が確認されている。

　　 日常の業務に支障をきたすとおもわれるので、応急措置及び恒久措置が必要と判断される。

　　設計計画については、現地確認のうえ調査と設計に係る人工を想定し、積算するものとする。

６）測量調査

　　 通常査定に係る測量及び実施設計に対応できる測量を行う。

　　 以下の工種を想定する。

　　 ①現地踏査

　 　②打合せ

　　 ③全景写真撮影

　　 ④縦断写真撮影

　　 ⑤横断写真撮影

　　 ⑥被災現況写真撮影

　　　⑦平面測量

　 　⑧仮ＢＭ設置

　 　⑨縦断測量

　 　⑩横断測量

　 　⑪測量手簿、図面作成、まとめ

＜参考とする基準書、通達等　名称 発行所名 発行年月＞

1 令和５年度版 災害復旧工事の設計要領 （公社）全国防災学会 R5.9

2 災害手帳(令和５年度版) （一社）全日本建設技術協会 R5.6

3 道路土工構造物技術基準・同解説 （公社）日本道路協会 H29.4

4 道路土工－擁壁工指針（平成２４年度版） （公社）日本道路協会 H24.7

5 道路土工－盛土工指針（平成２２年度版） （公社）日本道路協会 H22.4

6 コンクリート標準示方書-基本原則編 （公社）土木学会 R5.3

7 コンクリート標準示方書-基準編 （公社）土木学会 H30.10

8 コンクリート標準示方書-設計編 （公社）土木学会 R5.3

9 コンクリート標準示方書-施工編 （公社）土木学会 H30.3

10 設計要領［道路編］ 国土交通省北陸地方整備局 R4.4

11 標準設計 国土交通省北陸地方整備局 R5.3

12 土木構造物標準設計図 石川県土木部 R4.4

13 土木用コンクリート製品便覧 北陸土木ｺﾝｸﾘｰﾄ製品技術協会 H30.3

14 美しい山河を守る災害復旧基本方針 （公社）全国防災学会 H30.6

15　農林水産省農村振興局防災課監修「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」

16　農地・農業用施設災害復旧事業測量設計業務における積算基準及び積算歩掛(案)令和5年9月

17　設計業務等標準積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課　経済調査会）令和5年度版

18　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る基準書

19　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版

20　その他業務に必要となる法律、基準書等

以上